紹介議員

**地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する請願**

請願趣旨

　2023年12月20日、福岡高裁は国が県知事の権限を奪う代執行を認めましたが、「国と地方は対等」と位置付けられた地方自治法の理念と沖縄の人々の自己決定権をないがしろにした理不尽な判決は、「令和の琉球処分」と揶揄されています。2024年1月「日米政府は沖縄への軍事植民地支配をやめよ」とノーベル平和賞受賞者、映画監督など欧米の有識者400名が署名した国際声明文が日米両政府と国民宛てに提出され、辺野古移設問題は自然環境や人権問題の観点からも世界の良識のある人々から注目されています。一日も早い普天間飛行場の危険性除去の実現が社会公共の利益であるならば、早期の完成が不可能であり工費が無限に膨らむ辺野古への移設が、唯一の解決策であるのか立ち止まって考える必要があります。

　裁判官は判決要旨で「沖縄で地上戦が行われ、多くの県民が犠牲になったことや、 戦後も『銃剣とブルドーザー』により米軍基地が建設されていった歴史的経緯などを踏まえれば、県民の心情は十分に理解できる」と述べ、さらに「国としても県民の心情に寄り添った政策実現が求められる。普天間飛行場の代替施設を巡る一連の問題に関しては、国と県とが相互理解に向けて対話を重ねることを通じ抜本的解決の図られることが強く望まれる」と付言しました。

しかし、2024年1月10日、国は沖縄県知事の対話の求めに応じることなく広大な軟弱地盤を抱える区域の工事の着手を強行し、沖縄の苦難の歴史に一層の苦難を加えました。周知のとおり、80年前の戦争では「本土防衛」のために沖縄に日本軍の基地が建設され凄惨な地上戦となりました。今も不発弾と戦争犠牲者の遺骨が土の中から発見されています。戦後、米軍統治下では「銃剣とブルドーザー」で無理やり米軍基地が建設されましたが、沖縄では日本政府によって今もそれと同じことが繰り返されているのです。本来、私たち市民は、時の政権にそのような過ちを繰り返させないために憲法を有しています。国は憲法を遵守すること、また地方自治が住民の意思に基づいて行われ、国と地方自治体は「対等な関係」であるという原則に立ち返るべきです。

　以上の趣旨から、下記事項についての意見書を国に提出することを求め請願いたします。

**請願事項**

1. **辺野古の基地建設工事の見直しを国に求めること**
2. **沖縄県との対等な関係における対話によって、「辺野古唯一」ではない解決策を模索するよう国に求めること**

以上のとおり、地方自治法第124条の規定により請願書を提出します。

○○年○○月〇〇日

陳情者　　住所

氏名

外○○名

○○市議会議長　殿